(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク(牧之原市防災計画を基に作成)

①地 震

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

※レベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震)の被害想定(牧之原市防災計画より)

【地震動:基本ケース、津波:ケース①】

(単位:棟)

			予知なし		(🚾 () ()
項目	被害区分		予知あり		
100円		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	1, 711 (2) 2
地震動	全壊		約 3300		約 3300
地長期	半壊	約 2800	約 2800	約 2700	約 2900
液状化	全壊		約 10		約 10
11×1/1/1	半壊	約 50	約 50	約 50	約 50
人工造成地	全壊		約 200		約 200
八上坦风地	半壊	約 600	約 600	約 600	約 600
津波	全壊		約 3600		約 3600
件 (火	半壊	約 1900	約 1900	約 1700	約 2000
山・崖崩れ	全壊		約 50		約 50
川・崖朋40	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
火災	焼失	約 90	約 200	約 600	約 10
建物棟	数	21000 棟			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 7300	約 7400	約 7800	約 7200
是7/7汉音秘剱	半壊	約 5500	約 5500	約 5200	約 5700
建物被害率	全壊及び焼失	約 34.8%	約 35.2%	約 37.1%	約 34.3%
建物饭音竿	半壊	約 26.2%	約 26.2%	約 24.8%	約 27.1%

「一」:被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

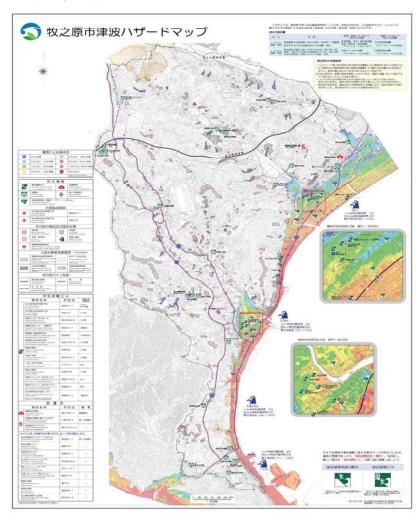
・全壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

②津 波

静岡県第4次地震被害想定によると、想定される最大クラスの地震(南海トラフ巨大地震)が発生した場合、最大榛原地区8m、相良地区10m、地頭方地区14mの津波が想定されている。

当市の津波ハザードマップによる浸水被害想定区域を見てみると、海岸線の地域においては地震発生から6分以内に50cm超の浸水域となり、多大な浸水被害が発生することが想定されている。

※牧之原市津波ハザードマップ



③洪水·土砂災害、浸水被害

1 風水害

市内の主要河川は、以下の3河川である。季節的には $4\sim5$ 月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。 $6\sim7$ 月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また $8\sim10$ 月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

流域名	流域の状況					
坂口谷川	坂口谷川は、牧之原市赤坂の赤坂池を源流に、牧之原市の東側丘陵地を蛇行しながら高尾川など九つの準用河川と合流して駿河湾に注ぐ流路延長約10km、流域面積21.7km ² の二級河川である。小規模河川改修や県営排水対策、富士山静岡空港関連などの事業により、5年に1度発生する確率の降雨に対応する改修事業が完了している。					
勝間田川	勝間田川は、大井川河口から御前崎までの榛南地域と呼ばれる地域に位置する流域面積約36.4km ² 、幹川流路延長約15kmの二級河川である。流域は勝間田川に沿って細長い形状をしており、牧之原台地から海岸に向けて延びる尾根によって隣接流域と分かれている。流域の約7割を山地が占め、平地は約3割である。					

萩間川

萩間川は、その源を牧之原市東萩間に発し、途中、支川部ヶ谷川、白井川、菅ヶ谷川を合流しながら、牧之原市街地を貫流し、相良港にて駿河湾に注ぐ、流域面積約38km²、幹川流路延長約10kmの二級河川である。下流域は沖積平野で三角州が形成されている。河口部右岸側は、沖積平野と海岸の間に挟まれて発達した、延長約1,000m もの砂嘴である。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内には、砂防指定地が37箇所、地すべり防止区域が5箇所、土石流危険渓流が44箇所、急傾斜地崩壊危険区域が25箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が425箇所(以上、平成26年3月31日現在)、土砂災害(特別)警戒区域が342箇所(平成28年3月31日現在)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

※過去の風水害・土砂災害

• 風水害

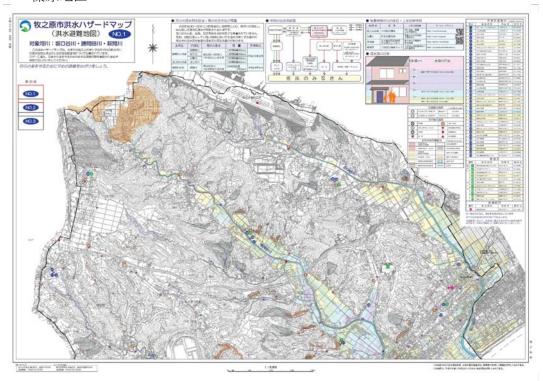
) (/) 1 · [_	
1962年7月27日 台風 7 号	県中・西部で被害があった。旧相良町で川が逆流氾濫し、堤防が切断した。被害は全壊1戸、半壊2戸、床上浸水67戸、床下浸水1,032戸であった。
1982年9月12~13日 台風 1 8 号	全県下で被害があったが、旧榛原町では、死者2人、負傷者4人、 全壊1戸、半壊4戸、床上浸水206戸、床下浸水585戸の被害 が出た。
2013年4月6日	市付近における集中豪雨により、氾濫危険水位を超えたため1200世帯、約3600人に避難勧告を発令した。被害は、細江地区を中心に床上浸水6戸、床下浸水56戸であった。
2019年10月11~12日 台風19号	全県下で被害があったが、総雨量382mm、最大時間雨量72mm、市内の3河川とも「氾濫危険水位」を超過した。 死者1名、一部損壊9戸、床上13戸、床下85戸の被害が出た。

• 土砂災害

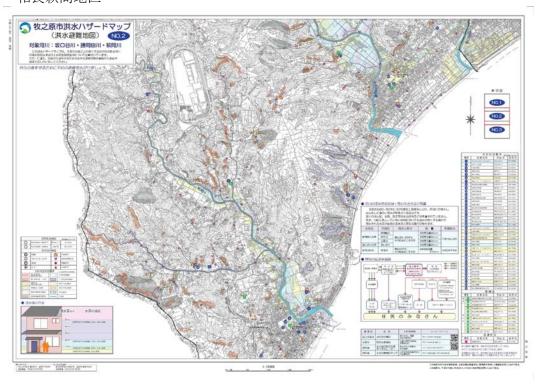
	活発な梅雨前線の影響による局地的な大雨に見舞われた。3日午
	後8時半ごろ静波1丁目地内では龍眼山が崩れ、土砂に押し流さ
2012年7月3~4日	れた樹木が住宅1階の壁を突き破り、室内まで土砂が流れ込んだ。
	この土砂崩れにより3棟の住宅で屋根が壊れるなどの被害があっ
	た。

※牧之原市洪水ハザードマップ

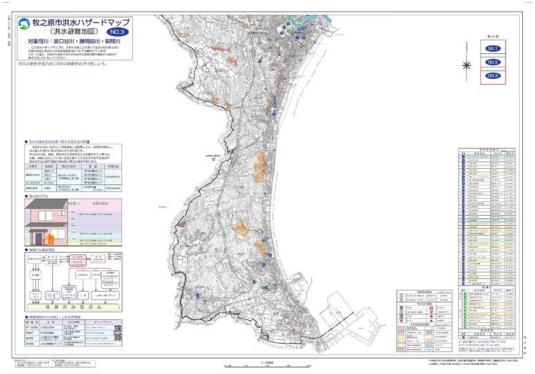
• 榛原地区



• 相良萩間地区



• 地頭方地区



④感染症等

新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症であり、感染しやすく、感染時には重症化する恐れがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きなマイナス影響を与える事が予想されるため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、牧之原市においても市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済活動に与える影響を最小限とするために対策を行っている。

<インフルエンザの発生状況>

(出典:静岡県環境衛生科学研究所感染症情報センター/静岡県健康福祉部医療局疾病対策課) 【ピーク時の定点当たりの人数(中部保健所管内)】

年	2015-2016	2016-2017	2017-2018	2018-2019	2019-2020	
週	5 週	4週	3週	3週	4 週	
定点 当たり 患者数	51. 06	44. 12	69. 76	78. 88	22. 82	

(2) 商工業者の状況

2020年3月現在管内地域の商工業者数は2,198事業者であり、その内2,022事業者が小規模事業者とな っており、その割合は90%を超えている。また会員内訳からみる小規模事業者の割合は95%弱となって いる。(図表10)

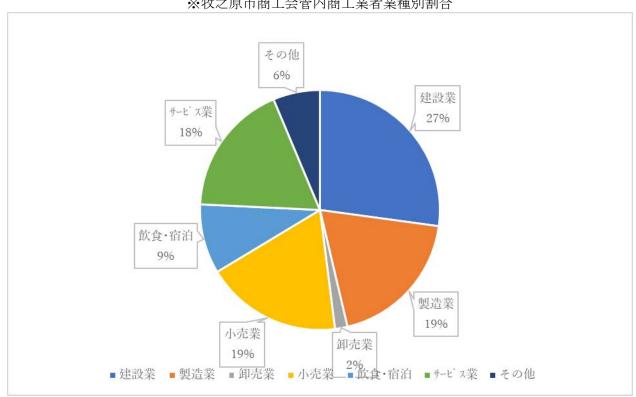
(因次10) 向工来有(四对 外分下) 从读事来有(2020年6万 不死任)								
	建設	製造業	卸売業	小売業	飲食·宿	サービス業	その他	合計
	業				泊			
商工業者数	597	421	37	404	206	394	139	2, 198
小規模事業	586	359	32	362	204	377	102	2,022
者数								
割合	98. 1	85. 2	86. 4	89. 6	99. 0	95. 6	73. 3	91.9

(図表10) 商工業者に対する小規模事業者の割合(2020年3月末現在)

(出典:牧之原市商工会基幹システム)

※基幹システムとは、管内地域の商工業者(会員非会員を問わず全ての事業者)の情報を蓄積している当 会独自のデータベースのことである。事業者数等は、当会が独自で調査をした数字であり、毎年の巡回 活動等で、事業所の廃業や代表者の変更等、事業者情報に変更があった場合、随時データを更新してい る。

業種別の割合をみると、建設業(27%)、製造業(19%)、小売業(19%)、サービス業(18%)の順となっ ている。



※牧之原市商工会管内商工業者業種別割合

- (3) これまでの取組み
- 1) 牧之原市の取組

- ① 防災計画関係
 - (ア) 地域防災計画の策定
 - (イ) 牧之原市防災会議による防災計画の推進
- ② 災害時協力協定・相互応援協定の締結
- ③ 防災資機材·施設関係
 - (ア) 防災無線等による情報伝達体制の構築
 - (イ) 防災用資機材の購入及び分散備蓄
 - (ウ) 避難地・避難所・救護所の指定
 - (エ) 医療救護資機材の購入
- ④ 津波対策
 - (ア) 津波避難ビルの指定及び津波避難ビル整備事業に対する助成
 - (イ) 津波避難施設 (タワー、ビル等)、津波避難誘導標識等の整備
 - (ウ) 津波避難計画の策定
 - (エ) 海岸防潮堤の整備
- ⑤ 地震等防災訓練
 - (ア)総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施
- ⑥ 防災意識の啓発
 - (ア) 住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
 - (イ) 洪水ハザードマップ、津波ハザードマップの作成・配布
- ⑦ 自主防災組織関係
 - (ア) 防災指導員養成講習会(2コース)による防災技能者の育成
 - (イ) 防災資機材購入等に係る助成
 - (ウ) 感震ブレーカー等設置などの個人の防災対策への助成
- ⑧ 原子力防災関係
 - (ア) 広域避難計画の策定
 - (イ) 放射線防護施設の整備
- ⑨ その他
 - (ア) 水防関連事業
 - (イ) 国民保護関連事業
 - (ウ) 建築物の耐震化事業
 - (エ) 耐震性貯水槽の整備

2) 当会の取組

①事業者BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援に向け専門の講師を招き、BCPの重要性やBCP作成方法等をテーマに事業者向けBCP策定セミナーを2011年、2012年と開催してきた。昨年度からは市が主催する経営相談窓口「まきサポ」内においてBCP関係の個別相談も実施している。

※「まきサポ」とは、牧之原市が平成31年4月、中小企業者・個人事業主・起業を検討予定の人などから、経営改善、事業承継、販路開拓、情報化など様々な相談を受付け、課題の解決に向け支援する経営相談窓口である。月に2回ある相談日には当会の経営指導員も同席している。

②BCPに関する国や県施策の周知

BCP策定時の専門家派遣制度、防災・減災などへの取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について巡回時・窓口相談時等により周知を行っている。

③外部研修会への参加

静岡県商工会連合会が主催の研修や、中小企業大学校が主催する研修への積極的な参加を促し、 職員のBCP等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

3) 感染症に対する取組

- ①緊急アンケートの実施等による地域企業への影響調査
- ②感染症の拡大を防止するための、各種イベント、各種事業の中止や延期
- ③地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口設置や緊急相談会の開催
- ④牧之原市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

Ⅱ 課題

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知不足

本会地域は災害が発生した場合甚大な被害が想定されている地域である。地元の小規模事業者に対する災害リスク等の周知については、牧之原市が作成しているハザードマップ等を各種セミナーなどで情報提供しているが、まだまだ事業者に対しての情報発信が不足している。

また当会に勤務する職員にあっては、管内で発生する災害リスク等について十分に把握していない。そのため、事業者に対し当地区内で発生しうる災害リスク等について情報提供をすることができず、災害リスクの周知不足に繋がっている。

(2) BCPに関する情報・支援不足

本会地域は、小規模事業者(特に家族経営事業者)が多く、そのためかBCPに対する関心が低く、BCPに取組む意識も薄く感じられる。また当会の事業者に対する支援においても、現状は事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており、BCPに関する支援は少なく支援の比重も低くなっている。そのためBCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず策定支援まで繋がっていない。

(3) 災害発生時の体制不整備

緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまっており、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないのが現状である。災害発生時に職員が適切な行動をし、災害リスクから身を守るため、事前に緊急時の連絡方法等組織的な体制の構築が求められる。

また、当会が立地している場所は甚大な災害被害が想定されている地域であり、災害に対する防 災・減災の対策が必要となるが、会として防災備品の備蓄等はできていない。

(4) 関係機関との連携不足

災害等の情報提供やBCPの取組みについては、当会だけで実施するのではなく、行政を始めとする各関係機関と連携し支援を行っていくことが必要となる。しかし、現在当会においては各関係機関との連携が十分とはいえず、緊急時等における具体的な連携体制やマニュアルが整備されていない。

Ⅲ目標

- (1)専門家や損保会社等との連携を図りながら、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、 事前対策の必要性を周知するとともに、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- (2) 災害発生時における緊急連絡を円滑に行うため、当会と牧之原市の間における被害情報などの報告ルートを構築する。
- (3) 災害発生後速やかな復興支援が行うことが出来るよう、組織内における支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (4)巡回時や窓口相談時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」などを活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。これらの取り組みにより、年間20件を加入目標に推進を実施していく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年11月1日~令和7年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会は牧之原市連携して、以下の事業を実施する

< 1 事前の対策>

- ・当会は牧之原市と連携し、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援していく。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回指導時に、牧之原市ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業 所の立地する箇所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業へ の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
 - ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
 - ・毎月1日商工会発行の「商工会のお知らせ」、牧之原市広報、ホームページ等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCP等計画策定・活用に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・商工会各部会、青年部、女性部など各種団体活動などを通じ、BCP等計画(即時に取組可能な 簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組事例や、効果的な訓練等について紹介を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の 紹介等を実施する。
- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・当会は、平成25年1月(平成29年1月更新)に牧之原市商工会危機管理マニュアルを策定。 (※別紙資料参照)

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結んでいる、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社などに専門 家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーなどを開催する。
- ・まきのはら産業地域活性化センターなど市内関係機関への普及啓発依頼、セミナー等の共催を実施していく。

4) フォローアップ

- ・当会会員を対象として実施する予定の「景況調査アンケート」内に、BCPに関する項目を設け、 事業所においての取組状況、策定状況等の把握に努める。
- ・職員による巡回訪問を通じ、国・県・市の最新情報を提供するとともに、BCP計画等の取組、 策定状況などの確認を行う。併せて変更すべき計画内容等の有無についても確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード8クラスの地震)が発生したと仮定し、市と連携し連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等 を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(台風における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない際の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)】

【似音別段の日女と恋	正 9 る応急対東の内谷(刊断基準)】	
被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内30%程度の事業所で停電 ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」 「窓ガラスが割れる」等の比較 的軽微 な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建 物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生 している。 ・被害が想定されている地域への連絡が取 れない。 ・被害が想定されている地域への交通網が 遮断され確認が取れない	・緊急相談窓口の設置、相談業務・被害調査、経営課題の把握業務・復興に関する支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内5%程度の事業所で停電 ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓 ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害 が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」 「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が 発生している。	・緊急相談窓口の設置、相談業務・被害調査、経営課題の把握業務・復興に関する支援策を活用するための支援業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特に行わない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考え対応する。

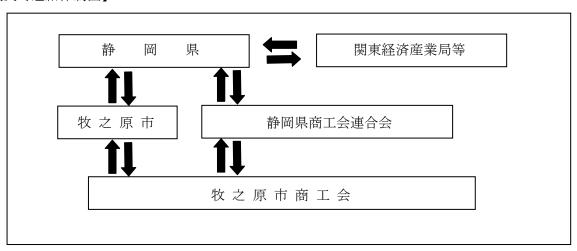
・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後~2週間	1日に2回共有する。
2週間~4週間	2日に1回共有する。
4週間~2ヶ月	3日に1回共有する。
2ヶ月以降	1週間に1回共有する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、当市災害対策本部の指示に 従いながら活動方針を決定する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、 あらかじめ確認をしておく。
- ・当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当市より県へ速やかに報告する。

【被災時連絡体制図】



【被害の確認方法・被害額の算定方法】

①被害額算定の対象

市防災計画に基づき当会においては、商工業関係についての被害調査を行い、被害額を把握する物は「非住家被害(事業用建物)」「商工被害(棚卸資産、有形償却資産)」の2つとする。

②被害額算定基準

被害額の算定は、中小企業庁『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な 資産の復旧に要する費用(直接被害)を見積り、具体的には次の通りとする。

※算定すべき被害額と算定基準(直接被害)

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
	全壊	基本的機能を喪失した物	事業復旧に必要な撤去費用
		延べ床面積の 70%超の損壊等	再調達価格
	半壊	基本的機能の一部を喪失した	
非住家		物。補修可能な物	
被害	一部破壊	全壊・半壊に至らない損壊	事業復旧に必要な修繕費
			事業復旧に直接関係しない
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使	経費は除く
		用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度の浸水	
商工被害	商品・製品	喪失、廃棄せざるを得ない物	仕入原価、製造原価等
向上恢音	仕掛品		

	原材料		
	構築物	修繕、又は再調達せざるを得な	事業復旧に必要な撤去費用
	車輛運搬具	い物	再調達価格、修繕費
	工具		
	器具備品		
	機械装置		

※被災時においては被害把握の時期により、復旧費用の見積りが困難な事が想定されるため、可能な範囲により概算価格等での把握も差し支えないものとする。

< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・特別相談窓口の開設方法について市と相談する(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況などの詳細を市と連携を取りながら確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ 周知する。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

< 6 流行感染症等への対応>

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などが発生拡大し、事業継続が困難になる状況が 今後も想定されることから、国や県・市と連携を図りながら小規模事業者に対しての支援体制を構築 する。

事業者に対しても、従来までの「地震」や「大雨による水害」などの災害リスクに加え、本年発生した「新型コロナウイルス感染症」などへの対応を事業者BCP策定支援の中に位置付けるよう啓発する必要がある。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

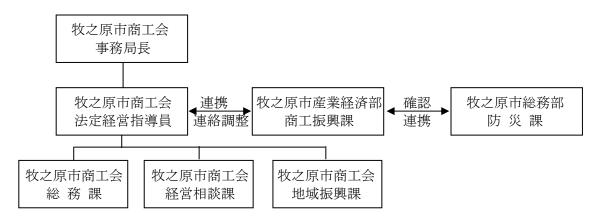
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年 8月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先
 - ・経営指導員:増 田 巧、戸 塚 弘 規(連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)以下に関する必要な情報提供及び助言等を行う。
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し(見直しは年に一度程度は行うものとする。)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①商工会/商工会議所

〒421-0523 牧之原市波津 691-2

牧之原市商工会

TEL: 0548-52-0640 / FAX: 0548-52-4846

e-mail:makinohara@wind.ocn.ne.jp

②関係市町

〒421-0592 牧之原市相良 275

牧之原市産業経済部 商工振興課

TEL: 0548-53-2647 / FAX: 0548-52-3772

e-mail:kigyo@city.makinohara.shizuoka.jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額		100	200	200	200	200
	セミナー開催費専門家派遣費	100	100 100	100 100	100 100	100 100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、静岡県補助金、牧之原市補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・あいおいニッセイ同和損害保険㈱

ADインシュアランスサービス榛原支店

住 所:牧之原市細江 1538-7 代表者:支店長 森崎 昌彦

連絡先:0548-22-3451

連携して実施する事業の内容

- ・BCP策定セミナーの開催
- BCP関連損害保険の周知
- ・小規模事業者が位置する災害リスクの周知
- ・小規模事業者のBCP策定支援

連携して事業を実施する者の役割

- ・セミナーの企画運営、講師の派遣
- ・BCP策定に関する専門家個別相談
- ・損害保険加入、見直し等に関する相談、加入勧奨
- ・小規模事業者に参考となる施策等最新情報の提供

連携体制図等



あいおいニッセイ同和損害保険㈱ ADインシュアランスサービス榛原支店